

公 示 送 達 書

大江町告示第34号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	国外
	氏 名	HOANG ANH TUAN
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

大江町告示第35号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	国外
	氏 名	K I M M A N H D U N G
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

大江町告示第36号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	国外
	氏 名	NGUYEN PHUC ANH
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

大江町告示第37号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	国外
	氏 名	YANG HONGLIU
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

大江町告示第38号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	国外
	氏 名	ROBY SETIAWAN
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

大江町告示第39号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を 受けるべき者	住 所	国外
	氏 名	SEPTIANDIANTO
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

大江町告示第40号
令和8年6月18日

下記の書類は税務町民課町民税係に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

送達者 大江町長 松田清隆



書類の送達を	住 所	国外
受けるべき者	氏 名	HOANG THI HOP
送達する書類名	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 1通	
	以下余白	
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	